

デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会
透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ（第1回）
議事要旨

- 1 日 時 平成31年3月5日（火） 10:00～12:05
- 2 場 所 経済産業省本館17階第1共用会議室
- 3 出席者
委員：大橋委員（主査）、小川委員、黒田委員、伊永委員、森委員、山本委員
事務局：経済産業省 経済産業政策局 北村競争環境整備室長
経済産業省 商務情報政策局 松田情報経済課長、安平課長補佐
公正取引委員会 経済取引局 藤井総務課長、垣内調整官
総務省 情報流通行政局 今川情報通信政策課長
オブザーバー：消費者庁 内藤消費者政策課長
内閣官房 日本経済再生総合事務局 佐野参事官

4 議事次第

- 問題の所在及び論点整理

5 議事概要

本ワーキング・グループの主査として、大橋委員を選出した後、事務局から、従前の検討経緯及び本ワーキング・グループの位置付けについて説明を行った。その後、経済産業省から、デジタル・プラットフォームを巡る取引慣行の透明性・公正性等の確保に向けた論点等について説明を行った後、意見交換を行った。主な意見の概要は以下のとおり。

- デジタル・プラットフォーマーに関するルール整備の在り方としては、EUの新レギュレーション案が、バランスが取れており参考になると思う。ただし、同案は、モール内の商品検索に関する規制を、ビジネスモデルが大きく異なる一般の検索エンジンにまで広げている点に疑問を感じる。B to Cのマッチング型のデジタル・プラットフォームに並べて規制対象にするのであれば、まずは、透明性という点で問題のある、非マッチング型のデジタル・プラットフォームにおけるデータの扱いではないか。また、規制の形式としては、ガイドラインよりも、法律の方が望ましいと考えられる。
- 本件における論点の一つは、事業者及び個人が自由かつ自主的な判断に基づく選択を行うことができる競争環境を整備することであり、その前提

として、必要な情報開示をデジタル・プラットフォーマーに求める必要があるのではないか、ということ。そのための方策として、ハードなものからソフトなものまで様々考えられるが、個人的には、独占禁止法に基づく執行を積み重ねることによるルールメイキングが重要であると考えている。そのため、ガイドラインを整備するよりも、同法に基づく執行を行いやすくする方策を考えることが重要であると思われる。

- デジタル・プラットフォーマーに関するルール整備の在り方としては、EUの新レギュレーション案が参考になると思うが、民事的な解決が中心となっている同案のエンフォースメントの仕組みが日本でどのように機能するかは検討を要すると考えられる。
- 独占禁止法の執行を補完するオプションが増加することによって、独占禁止法の執行も活性化され、もう少しバランスのよい形での執行がなされるようになることも期待できるのではないか。
- デジタル・プラットフォーマーは、ある種、国家的存在になっている印象があるが、国家のガバナンスの在り方と同様の発想で、民主性を確保するような議論があり得ると考えられる。例えば、デジタル・プラットフォームを利用する事業者が声を上げられるような形でのアソシエーションによるガバナンスとし、プラットフォーム内部で抑制と均衡を働かせることができる仕組みとすることもあり得るのではないか。そして、その際、国家がガバナンスの理念を作り、その理念が実現されているのか外から監視するという形があり得るのではないか。いずれにせよ、デジタル・プラットフォームを利用する事業者の意見を汲み取るメカニズムがなければ、優越的地位に一方的に服することになってしまうと思われる。
- 事業者の立場からすると、ガイドラインがある程度しっかりしていれば、それを遵守しようとすることも確か。独占禁止法の執行をどうしていくか、執行だけでは足りない部分をどうしていくか、区別して議論すべき。

(速報のため事後修正の可能性あり。)